

会員規約 (お申込者控)

第一章 <一般条項>

第1条 (本規約の趣旨)

1.本規約は、法人会員の会員規約に基づき提携先企業(以下「提携先」という)ならびにトヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ」という)およびトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」といい、両者を併せて「両社」という)が提携して発行するETCカードを利用して、本カードの会員である法人等が自己の支払うべき有料道路等の通行料金をクレジットカードシステムにより決済することについての基本的事項を定めるものです。ETCカードの利用にあたっては、本規約の他、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を遵守するものとします。
2.両社はポイントプラス制度をはじめとするETCカードサービスに関する企画を共同して行い、ポイントプラス制度は法人会員の会員規約に基づき、提携先若しくはトヨタが会員に提供し、会員へのETCカードの貸与およびその管理等のETCカード業務の運営は当社が行うものとします。

第2条 (定義)

本規約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。
①「道路事業者」とは東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および地方道路公団等の道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、当社または当社とETCカード発行に関する契約を締結した企業とETC決済契約を締結した者をいいます。
②「システム」とは、道路事業者所定の料金所において、ETCカード、車載器、および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金を自動取戻するシステムをいいます。
③「ETCカード」とは、ETCシステムの利用者を識別し、車載器を動作させる機能を有する専用カードのことをいいます。
④「車載器」とは、車両に設置し、路側システムとの間で料金情報の通信を行う機能を有する装置のことをいいます。
⑤「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線の設置し、車載器との無線通信により料金情報、受取する装置のことをいいます。

第3条 (法人会員およびカード使用者)

1.法人会員とは、本規約を承認の上、所定の方法により入会の申込を行なった法人、団体、個人事業者で、当社が適格と判断して入会を認めたる法人、団体、個人事業者をいいます。
2.カード使用者とは、法人会員が、本規約に基づくETCカード利用を行う一切の権限を授与し予め指定した方で、法人会員と同様に本規約を承認の上入会を申込み、当社が入会を認めたる方をいいます。なお、カード使用者はETCカード管理上の責任に基づく債務について責任を負うものとなります。
3.法人会員、カード使用者に対し、法人会員(以下「本規約に基づくETCカード利用者」といいます)を授与するものとします。法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第18条所定の方法によりカード使用者によるETCカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。
4.法人会員とカード使用者の両者を併せて会員といたします。
5.会員と当社の契約は、当社が入会を承認したときに成立するものとします。

第4条 (カード利用等にかかる責任)

1.法人会員は、すべてのカード使用者のETCカード利用に基づいて発生した債務および本規約に基づく当社に対する一切の債務について、履行の責任を負うものとします。
2.前条に定める本代理権の授与に基づき、カード使用者によるETCカード利用は全て法人会員の代理人としての利用となり、当該ETCカード利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。なお、法人会員はカード使用者が第26条第1項各号に現在および将来にわたっても該当しないことおよび同条第2項各号に該当する行為を行わないことを確約します。また、法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者に本規約を遵守させるものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には、当社に対して責任を負うものとします。
3.前項の規定にかかわらず、法人会員の代表権を有するカード使用者は、すべてのカード使用者のETCカード利用に基づいて発生した債務およびその他の本規約に基づく当社に対する一切の債務について、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。ただし、令和2年4月1日以降の入会、変更等によりカード使用者となった会員には適用されないものとします。
4.連帯保証人は、法人会員がETCカード取引に関し当社に対して負する一切の債務(以下「保証対象債務」という)について、法人会員と連帯して保証します。なお、当社が連帯保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、法人会員および他の連帯保証人に対して、その履行の請求の効力が生じるものとします。
5.連帯保証人(ただし、令和2年3月31日以前の入会、変更等により連帯保証人となった場合を除く。)以下本条においての記)の負担は、ETCカード入会申込書等に記載する極度額を上限とします。
6.法人会員は、連帯保証人に対し以下の記載事項に関する情報を提供し、また、連帯保証人は、法人会員から以下の記載事項に関する情報を受領し、また、①法人会員の財産および収支の状況②法人会員が保証対象債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況③法人会員が、保証対象債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
7.連帯保証人が、当社から保証債務の履行の請求を受けたときは、予め当社に対し、その旨並びに履行する予定の日及び金額を通知するものとします。
8.連帯保証人が、前項に反して金銭の支払いをした場合には、当社は、これを主債務(保証対象債務)の弁済とみなすことができるものとします。ただし、連帯保証人が、当社に対し、第4項に基づき負担する連帯保証債務以外の債務を負担しており、その履行の趣旨であることが明らかである場合を除きます。

第5条 (ETCカードの貸与と取扱)

1.当社は当社所定の方法によりETCカード発行の申込を行い、当社が適当と認めた会員に対し、ETCカードを発行し、貸与します。
2.ETCカードの所有権は当社に帰属します。
3.ETCカードはETCカードに表示されたカード使用者本人のみが利用することができます。
4.会員は、貸与されたETCカードを善良なる管理者の注意をもって使用、保管し、ETCカードに表示された会員本人以外の者(以下「他人」という)に、譲渡、買入その他の担保提供、貸与、寄託等のためにETCカードの占有を移転することはできないものとし、またし、当社がETCカードの返却を求めた場合は、会員はこれに応じるものとします。
5.前項の規定に違反し、ETCカードが他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。

第6条 (ETCカードの有効期間)

1.ETCカードの有効期間は当社が指定するものとし、ETCカード券面に表示した月の末日までとします。
2.当社は、ETCカードの有効期限までで返会の申出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなETCカード(以下「更新カード」という)を送付します。
3.会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合は除き、従前のETCカードを利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において、切断する更新カードを利用しなければならないものとします。
4.ETCカードの有効期限前におけるETCカード利用に基づく債務の支払については、有効期限経過後も本規約を適用するものとします。

第7条 (年会費)

会員は、ETCカードの利用にあたっては、当社所定の期日に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済み の年会費は、退会・会員資格取消その他理由の如何を問わず返還しないものとします。

第8条 (ETCカードの利用可能枠)

1.ETCカードの利用可能枠(ETCカード利用代金の未決済残高)は、カード使用者全員の未決済残高を合算した金額の上限として当社が定めるものとします。ただし、当社が必要と認めた場合は、利用可能枠を増額または減額するものとします。
2.会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてETCカードを利用してはならないものとします。当社の承認を得ないで利用可能枠を超過してカードを使用した場合も、会員は当然に支払義務を負うものとし、当社が求めたときは、当該超過金額を直ちに一括して支払うものとします。

第9条 (ETCカードの利用方法)

1.カード使用者は、道路事業者所定の料金所において、道路事業者が定める方法で当該料金所を通過することにより、ETCカードでの通行料金支払いができるものとします。
2.前項の規定にかかわらず、カード使用者は、道路事業者所定の料金所において、ETCカードの表示による通行料金の支払を求められた場合は、これに応じるものとします。

第10条 (支払の期日および方法)

1.会員のETCカード利用代金等の当社に対する債務の支払方法は、1回払いに限るものとし、予め法人会員の指定するところにより、①毎月5日に締め切れる場合は翌月2日(当日が金融機関休業日である場合は翌営業日、以下同じ)に、②毎月20日に締め切る場合は翌月17日に、予め法人会員が届け出た金融機関の預金口座等(以下「支払口座」という)から、口座振替の方法により支払うものとし、またし、当社が特に必要と認めた場合は翌月2日(当日は翌月以降の支払日からの支払、その他上記以外の方法および上記以外の口座)に支払う場合もあります。
2.当社が認める場合、会員は、前項に規定する方法に加え、当社が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替ができるサービス、自らの要請に基づき利用できるものとします。この場合、会員は口座振替する日を当社が指定する日から選択するものとします。
3.前二項の規定にかかわらず、道路事業者において直接通行料金を徴収する必要がある場合は、会員は道路事業者に対し直接ETCカード利用代金を支払わなければならないものとなります。この場合、当社は当該通行料金の徴収のために必要な情報を道路事業者に提供することがあります。
4.当社は、法令により必要な場合を除き、領収書の発行は行わないものとします。

第11条 (支払金等の充當順序)

会員の当社に対する債務の支払が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務の全額に満たない場合は、支払金の債務への充当は、当社所定の順序・方法により行うものとします。

第12条 (支払額の通知および残高承認)

1.当社は、第10条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細および利用残高に記載された書面を法人会員の届出住所に送付する等の方法により、支払額を通知するものとします。
2.会員が前項の通知を受けた後、1週間以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。
3.前項の規定にかかわらず、利用明細等の内容、証拠は支払拒絶の理由とはなりません。
4.支払額の内容及び年会費の増減の場合、利用明細等を記載した書面の発送を債権するところがあります。

第13条 (利用状況に関する疑義)

1.当社からのETCカード利用代金の請求は、道路事業者作成の請求データに基づいて行うものとなります。
2.前項の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者との間で解決するものとし、当社へのETCカード利用代金の支払義務は免れないものとします。

第14条 (費用・公租公課等の負担)

1.当社に対するETCカード利用代金等の支払に要する費用は、会員において負担するものとします。
2.会員は、本規約に基づく債務の支払を遅滞したことに伴い当社が金融機関に負担し口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替手続回数1回につき220円(税込)、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込)を、当社に対し請求するものとします。
3.会員は、第10条第2項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき当社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、当社に対し別々に支払うものとします。
4.会員は、本規約に基づく債務の支払遅滞等、会員の責任を課すべき事由により当社が訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込)を別に支払うものとします。
5.会員は、本規約に基づく債務等について当社より書面による催告を受けた場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
6.会員が当社に対し支払し費用・手数料等に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税を含む)が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第15条 (ETCカードの紛失・盗難等)

1.ETCカードの紛失・盗難や会員が第5条に違反したことにより他人にETCカードを使用した場合は、その利用代金を会員において負担するものとします。
2.前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかに当社に届け出た上で所轄警察署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、当社が届出を受けた日の60日前以降に発生した損害については、当社が会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該ETCカードが他人に使用されたことによる支払は免除されないものとします。
①ETCカードの紛失・盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。(会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について重大な過失があったものとみなします。)
②会員の従業員、家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
③当社の会員規約に違反している状況において、紛失・盗難が発生した場合。
④戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
5.会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の方法、期限内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかつた場合。
⑥その他、会員が当社または損害保険会社の指示に従わかつた場合。

第16条 (遅延損害金)

会員は、当社に対するETCカード利用代金の支払金(第7条の年会費を含む)の支払を遅滞した場合、支払日の翌日から支払日に至るまで支払うべき金額に対して、また、期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで残金全額に対して、年14.60%(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第17条 (再発行)

ETCカードの紛失・盗難・毀損等により法人会員がETCカードの再発行を希望した場合、当社は再発行について審査の上これを認めた場合のみETCカードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

第18条 (退会)

1.法人会員は当社所定の方法により退会することができます。この場合、直ちにカード使用者全員のETCカードその他当社からの貸与物を返還し、ETCカード利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続が完了するものとします。なお、退会の際に当社が求めた場合は、支払期限のいんにかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとします。退会後ETCカードに關して発生した一切のETCカード利用代金等について支払の責任を負うものとなります。
2.カード使用者が退会する場合は、当該カード使用者にかかるETCカードにかかる通行料金の貸与物および払債務について、前項の通知を等用します。また、法人会員が当社所定の方法により、カード使用者のETCカード利用の中止を申し出た場合、その申し出をもってカード使用者の資格を喪失、連帯保証人がなくなったものとします。
3.前二項にかかわらず当社がカードを返還しない対応を認めた場合、会員は、カードを切断し利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。

第19条 (会員資格の喪失およびETCカードの利用停止)

1.会員が次のいずれかに該当した場合(⑧については法人会員の役員等および連帯保証人が該当した場合を含む)、当社は資格喪失の通知を発することにより、会員資格を喪失させることができ、併せて道路事業者に当該カードの無効を通知することができるものとします。
①入会に際して虚偽の申告をしたとき。
②本規約のいずれかに違反したとき。
③ETCカード利用等による支払金(第7条の年会費を含む)、その他当社に対する債務の履行を遅滞しているとき。
④会員の信用状態が悪しく悪化し、あるいはETCカードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断したとき。
⑤その他会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
⑥第26条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
2.会員が前項各号に該当した場合(⑧については法人会員の役員等および連帯保証人が該当した場合を含む)、当社は会員が保有する全てのETCカード利用を一時的に停止する権限を擁することができるとします。また、会員は、会員資格喪失の有無にかかわらず前項①～⑧号に該当する状況においてはETCカードを利用してはならないものと、当該状況における利用に基づく支払債務については、直ちに当社に支払うべきことを請求されても異議を申し立てないものとします。
3.第1項または第2項に該当する場合、当社は必要に応じ、直接または道路事業者を通じてETCカードを回収することできるものとします。回収に要した費用は会員において負担するものとします。また、会員は当社または道路事業者がETCカードの返還を求められたときはすみやかにこれに応じるものとします。
4.会員は、退会あるいは会員資格の喪失後においても、会員として利用していたETCカードにかかる差額補償に関する手続等、損害発生防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。

第20条 (期限の利益喪失)

1.法人会員が次のいずれかに該当した場合(⑩については法人会員の役員等、カード使用者および連帯保証人が該当した場合を含む)、会員は本規約に基づく債務(ETCカードの利用時期にかかわらず)、その他当社に対する一切の債務について何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
①当社に対する債務の支払を1回でも遅滞した場合。
②自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
③保全処分(債権に関しないものは除く)、強制執行、競売等の申立を受け、または公租公課を滞納したとき。
④法人会員に対して破産・民事再生・会社更生・整理・清算・特定調停等法律上の債務整理手続の申立があったとき。
⑤逃し、盗難、または民事上の訴訟を受けたとき。
⑥カードを他人に貸与し、カードまたは商品について買入れ、譲渡、質貸しその他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
⑦本規約以外の当社に対する金銭債務を当社の催告期限内に支払わないとき。
⑧監督官庁からの営業許可の取消を受け、または営業を停止し、もしくは廃業したとき。
⑨会員が届出時の所在地(住所)の変更の届出を提出せず、会員の責任を課すべき事由により、当社に会員の所在が不明となったとき。
⑩第26条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
2.法人会員が次のいずれかに該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく債務(ETCカードの利用時期にかかわらず)、その他一切の当社に対する債務について期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
①本規約または当社が、法人会員間の他の契約上の義務に違反し、その違反が本規約または当該他の契約に対する重要な違反となるとき。
②その他法人会員の信用状態が悪しく悪化したとき。
③会員資格を喪失したとき。

第21条 (届出事項の変更)

1.会員は、当社に届出した氏名・年齢・代表者、所在地(住所)、電話番号、支払口座、カード使用者等について変更があった場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に通知しなければならないものとします。
2.会員は、前項の通知を怠つた場合、当社が届出を受けている住所・氏名宛に発送したETCカードその他の郵便物に、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、前項の通知を行わないことについて、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではないものとします。
3.会員が、当社の発送した郵便物の受領を拒絶したときは、当該受領拒絶のときに到達したものとみなす。郵便物が不在留置期間満了のため当社に還付されたときは、留置期間満了時をもって受領を拒絶したものとみなします。

第22条 (免責)

当社はETCカード利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任を負わないものとします。

第23条 (規約の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときは、民法に定めるところに従い、本規約その他のETCカード取引に係る規約・規定・特約等(本条において、以下「本規約等」という)を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができます。

第24条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、新議のいんにかかわらず、当社の本社、支社、支店もしくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることに同意します。

第25条 (会員情報の取扱)

当社がETCカード取引に際して収集する会員情報の取扱については、本規約とは別に定める「会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」に定めるところによるものとします。

第26条 (確約事項)

1.会員および連帯保証人は、会員(法人会員の役員等を含む)および連帯保証人が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約します。
①暴力団
②暴力団員
③暴力団準構成員
④暴力団関係企業
⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
⑥その他上記①～⑤に準ずる者
2.会員および連帯保証人は、自ら(法人会員の役員等を含む)又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
①暴力的・強迫的・要求行為
②法的な責任を超えた要求行為
③本規約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
⑤その他上記①～④に準ずる行為